

労働安全衛生規則等が改正され、 化学物質の新しい管理体制が求められます

今般、国による化学物質管理の仕組みの見直しがなされ、化学物質による健康障害をさらに防止していくため、2022年5月31日に労働安全衛生規則等の関係省令が改正されました。ここでは、施行通達^{*1}に示された改正内容から主に呼吸用保護具に関する内容について紹介いたします。また、リスクアセスメント義務対象物質が追加された政令等の改正についてもお伝えします。

^{*1} 基発 0531 第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令施行について」(令和4年5月31日)

厚生労働省ホームページ
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について



事業者による化学物質等の自律的な管理へ

今回の省令改正は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書(2021年7月19日公表)^{*2}を踏まえて改正されました。各関係省令の改正内容と施行期日を6～7ページに示します。

従来の化学物質管理の仕組みは、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則で危険性または有害性の高い化学物質を個別に特定し具体的な措置内容を法令で定める形でしたが、本改正により今後はラベル表示やSDS(安全データシート)交付による危険性または有害性等に関する情報の伝達とその情報に基づくリスクアセスメントによって、事業者が自律的な管理を行うことを基本とする仕組みに変わります。

改正後の省令等では、ラベル表示やSDS等による情報提供が義務として求められるとともに、リスクアセスメント結果に基づく措置の実施義務、管理者の選任義務、モニタリング義務などによる化学物質の管理体制の強化が求められています。

一方、すでに管理体制が一定水準以上であると認定された事業場は特別規則による措置の適用除外となり、個々のリスクアセスメントに基づく管理に委ねるなど、事業場の管理状況に応じて規制をする形になります。

^{*2} 同報告書の概要については、本誌2022年3月号で紹介しています。

化学物質管理者の選任の義務化

2024年4月1日施行

労働安全衛生法 第57条の3でリスクアセスメントが義務付けられている危険・有害物質(以下、リスクアセスメント対象物)を製造または取り扱う事業者は、有期の事業場を除き、各事業場において化学物質管理者を選任することが義務付けられます。

化学物質管理者は、化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者でなければなりません。よって、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、専門的講習(表1)を修了した者またはこれと同等以上の能力を有する者が選任要件とされています。

一方、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場では、化学物質管理者の職務内容について業務経験を有する者であれば化学物質管理者に選任できますが、適切に業務を行うためにも専門的講習の受講が推奨されます。

表1 専門的講習のカリキュラム

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	1時間
	化学物質の危険有害性	2時間
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査及びその結果に基づく措置	3時間

(別途、厚生労働大臣告示で示される予定)

保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024年4月1日施行

化学物質管理者を選任した事業者において、リスクアセスメントを実施した結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任することが義務付けられます。

保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有する者から選任され、保護具の管理に関わる業務を担います(図1)。なお、職務に就くに当たり、保護具の管理に関する教育を受講することが推奨されます。

【職務】

1. 保護具の適正な選択に関すること
2. 労働者の保護具の適正な使用に関すること
3. 保護具の保守管理に関すること

【選任要件】

- ・化学物質管理専門家の要件^{*3}に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件^{*4}に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・作業に応じた作業主任者免許を受けた者(特定化学物質作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛作業主任者、有機溶剤作業主任者)
- ・安全衛生推進者の要件に該当する講習を修了した者、安全衛生推進者等の選任に関する基準に示す者(安全衛生推進者に係るもの)

図1 保護具着用管理責任者の職務と選任要件

^{*3} 化学物質管理専門家の要件

- ・労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)として5年以上実務経験
 - ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
 - ・作業環境測定士として8年以上実務経験
 - ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者(オキュベシヨナル・ハイジニスト有資格者を想定)
- (厚生労働省「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要等(第146回安全衛生分科会資料)」より。別途、厚生労働大臣告示で示される予定)

^{*4} 作業環境管理専門家の要件

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・3年以上、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学または化学に合格)として、その業務に従事した経験を有する者
- ・6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者
- ・衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験の労働衛生工学に合格)に選任され、その後3年以上労働災害防止法第11条第1項の業務を行った経験を有する者
- ・6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者
- ・4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者で、(公社)日本作業環境測定協会が指定する研修または講習を全て修了した者
- ・オキュベシヨナル・ハイジニスト資格またはそれと同等の外国の資格を有する者

第三管理区分における呼吸用保護具の管理強化

2024年4月1日施行

有機溶剤中毒予防規則等の特別規則に基づく作業環境測定結果の評価の結果、直ちに作業環境の改善を必要とする第三管理区分(作業環境評価基準第2条の規定による評価において、作業環境管理が適切でないと判断される状態)に区分された場所については、改善方策について作業環境管理専門家の意見を勧告して必要な措置を講じた上で、化学物質の濃度測定と結果の評価を行うことが義務付けられます。

また、作業環境管理専門家が作業環境の改善は困難と判断した場合や改善措置を実施してもなお第三管理区分に区分された場合は、図2に記載する①～⑤の措置を実施することが義務付けられるとともに、保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具の管理及び指導を担当させる必要があります。

なお、濃度測定結果及び評価の結果は3年間(粉じんについては7年間、クロム酸については30年間)、呼吸用保護具の装着確認結果については3年間保存することとされています。

①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定(6カ月以内ごと)、及びその結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用(鉛の場合は1年以内ごと)

有効な呼吸用保護具の選定方法とは…

要求防護係数を上回る指定防護係数^{*5}を有するもの

$$PF_R = \frac{C^{*6}}{C_0} \quad \text{要求防護係数} \quad \text{測定対象物の濃度の値} \quad \text{濃度基準値}$$

^{*5} 呼吸用保護具の種類に応じて定められている防護性能を示す値(JIS T 8150)

^{*6} 作業環境評価基準第3条の計算に基づく第一評価値等を用いる

②呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認(1年以内ごとに1回)

呼吸用保護具の装着の確認方法は…

JIS T 8150に定める方法またはこれと同等の方法により求めたフィットファクタ(顔と呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数)が、呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタ以上であることを確認する方法。

③作業主任者等の職務に対する指導等

④作業環境管理専門家の意見の概要及び措置、評価結果の労働者への周知

⑤講じた措置の内容の労働基準監督署への届出

図2 第三管理区分におけるばく露防止措置

有効な呼吸用保護具の選定方法、及び呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認方法は、厚生労働省「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要等(第146回安全衛生分科会資料)」より。別途、厚生労働大臣告示で示される予定。

改正省令の概要と施行期日

令和4年5月31日付施行通達に示されている改正内容と施行日を示します。

施行通達及び厚生労働省発行「労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要（令和4年6月1日）」をもとに、当社で各改正におけるポイントをまとめました。

■ 事業場における化学物質の管理体制の強化

	公布日	2023年4月	2024年4月
化学物質管理者の選任 リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、または譲渡提供をするすべての事業場（業種・規模要件なし）で、工場・店社・営業所など事業場ごとに選任が必要。			2024（R6）4.1施行
保護着用管理責任者の選任 リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場で選任が必要。			2024（R6）4.1施行
雇入れ時等における化学物質等に係る教育の拡充 危険性・有害性のある化学物質を製造、または取り扱うすべての事業場で、雇入れ時または作業内容を変更したときに化学物質の安全衛生に関する教育が必要。			2024（R6）4.1施行

■ 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

	公布日	2023年4月	2024年4月
SDS等による通知方法の柔軟化 相手の承諾によらず、文書の交付、記録媒体での交付、FAX送信、電子メール送信、ホームページのアドレス・二次元コード等の伝達による通知が可能。	2022（R4）5.31施行		
「人体に及ぼす作用」の定期確認及び記載内容の更新 5年以内ごとに記載内容を確認。変更があれば確認後1年以内に更新、変更内容の通知が必要。		2023（R5）4.1施行	
SDS等における通知事項の追加及び成分含有率表示の適正化 ・「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」の記載が必要。 ・「成分及びその含有量」は基本的に重量パーセントで記載すること。			2024（R6）4.1施行
化学物質を事業場内において別容器等で保管する際の措置の強化 他の容器に移し替えて保管する場合や自ら製造した物質を容器に入れて保管する場合も、ラベル表示や文書の交付などで内容物の名称や危険性・有害性情報の伝達が必要。		2023（R5）4.1施行	

■ リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

	公布日	2023年4月	2024年4月
リスクアセスメントに係る記録の作成及び保存、並びに労働者への周知 リスクアセスメント結果と措置内容を記録し、3年以上かつ次回実施時まで保存すること。		2023（R5）4.1施行	
化学物質による労働災害発生事業場等における化学物質管理の改善措置 労働基準監督署長より改善指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家による措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、改善計画の作成・報告、改善措置の実施が必要。			2024（R6）4.1施行
リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置 代替物の使用、発散源の密閉設備や局所排気装置等の設置、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用などでばく露を最小限度にすること。		2023（R5）4.1施行	
濃度基準値設定物質に係るばく露濃度の抑制措置 厚生労働大臣が一定程度のばく露を抑えることにより労働者に健康障害を生ずるおそれがないと定めた物質（濃度基準値設定物質）について、ばく露を濃度基準値以下にすること。			2024（R6）4.1施行
リスクアセスメントに基づく健康診断・診断結果に基づく措置の実施等 労働者の意見を聴く必要があると認めるとき、及び濃度基準値を超えてばく露したときは健康診断を実施し、診断結果に基づく措置を講じ、記録を5年間保存すること。			2024（R6）4.1施行
措置の内容及びばく露状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存 ばく露低減措置の内容について、労働者の意見を聴く機会を設け、その記録を3年間保存すること。また、がん原性物質を製造または取り扱う場合、当該業務の作業歴を記録し、30年間保存すること。		2023（R5）4.1施行	
リスクアセスメント対象物以外のばく露を最小限度にする努力義務 リスクアセスメント対象物と同様に、ばく露を最小限度にするように努める。		2023（R5）4.1施行	
皮膚障害化学物質等への直接接点防止の努力義務 健康障害を起こすおそれのある、または不明確な物質に対して、保護眼鏡、不透透性の保護衣、保護手袋、履物など適切な保護具を使用すること。		2023（R5）4.1施行	
健康障害をおこすおそれのあることが明らか物質への直接接点防止の義務			2024（R6）4.1施行

■ 左頁以外の労働安全衛生規則に関する事項

	公布日	2023年4月	2024年4月
衛生委員会の付置事項の追加 化学物質のばく露濃度低減措置に関する、及びリスクアセスメント等に基づく健康診断の実施と診断結果に基づく措置に関する、3年ごとに更新が必要*7。		2023（R5）4.1施行	
化学物質によるがん発生の把握強化 同一事業場で1年に複数の労働者が同様のがんに罹患した場合は、業務に起因する可能性について医師の判断が必要。起因が疑われる場合は都道府県労働局長へ報告。		2023（R5）4.1施行	

■ 特別規則*8に関する事項

	公布日	2023年4月	2024年4月
管理水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外 事業者の申請に基づき、各法令ごとにそれぞれ認定要件に照らして判定され、認定された省令についての個別規制は適用除外となる。3年ごとに更新が必要。		2023（R5）4.1施行	
作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化 作業環境測定で第三管理区分の場合、作業環境管理専門家に改善可否及び改善方策の聴取が必要。 改善可 → 改善措置の実施および効果確認。 改善不可または改善不十分 → 濃度測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用（保護着用管理責任者による管理、6か月ごとの濃度測定、1年以内ごとのフィットテスト実施が必要）。			2024（R6）4.1施行
特殊健康診断の実施頻度の緩和 作業環境測定結果や労働者の健康診断結果が優良で、管理が適切に実施されていると事業者が判断*9する場合は特殊健康診断の頻度を1年以内ごとに1回に緩和できる。		2023（R5）4.1施行	

*7 衛生委員会設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働者からの意見聴取の機会を設けなければならない。

*8 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則

*9 事業者は、労働衛生に係る知識または経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

リスクアセスメント等義務対象に234物質が追加されました

2024年4月1日施行

2022年2月24日に労働安全衛生法施行令等が改正され、名称等を表示及び通知すべき化学物質等（令別表第9）に234物質が追加されました（一部統合を含む）*10。これにより、容器へのラベル表示とSDS交付により危険性有害性情報を伝達し、その情報に基づいてリスクアセスメントを実施しなければならない物質が903物質になりました。

なお、この改正による令別表第9への追加物質は、2020年度までに国がGHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のいずれかの有害性クラスで区分1相当の有害性を有する物質が選定されたものです。その他の健康有害性や

物理化学的危険性を有すると分類されている物質*11や2021年度以降に国が新たにGHS分類を行い有害性や危険性が確認された物質についても、今年度以降、順次、対象物質に追加されていくことが予定されています。

また、この政令改正では「職長等に対する安全衛生教育の対象とする業種」に化学物質を取り扱う業種が追加され、これまで対象外だった食品製造業（うま味調味料・動植物油脂以外*12）及び新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が義務対象となりました。

*10 基発024第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（令和4年2月24日）

*11 令和4年度・令和5年度 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化候補物質リスト

https://www.jniish.johas.go.jp/groups/ghs/arikaken_report.html

*12 うま味調味料・動植物油脂製造業は従来から対象